

官報

号外 昭和二十七年五月三十日

第十三回 参議院會議錄第四十五号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)午前
十時四十八分開議

議事日程 第四十四号

昭和二十七年五月三十日

午前十時開議

第一 港灣法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第二 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出) 衆議院送付 (委員長報告)

第三 昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十三年年度特別会計歳入歳出決算 (委員長報告)

○副議長(三木治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 田方 進君
文部委員 木村 守江君
厚生委員 草葉 隆圓君
労働委員 大屋 晋三君
決算委員 山田 佐一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
人事委員 草葉 隆圓君
文部委員 大屋 晋三君
厚生委員 田方 進君

労働委員 木村 守江君
決算委員 秋山俊一郎君
同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 野澤 勝君(菊川孝夫君の補欠)

同日一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)の協議委員において、左の通り正副議長を互選した。

議長 草葉 隆圓君
副議長 館 哲二君
同日本院は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に關する両院協議会の協議委員を左の通り選挙し、その旨本院事務局長から衆議院事務局長宛に通知した。

加藤 武徳君
草葉 隆圓君
宮田 重文君
小野 哲君
館 哲二君
溝口 三郎君
木下 源吾君
カニエ邦彦君
油井賢太郎君
紅露 みつ君
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)
水産委員会に付託

放送法の一部を改正する法律案(高塩三郎君外五十三名提出)
電気通信委員会に付託

国家行政運営法案(八木一郎君外十三名提出)
内閣委員会に付託
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(田嶋好文君外六名提出)
法務委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

道路法案可決報告書
道路法施行法案可決報告書

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算可決報告書
昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算可決報告書

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

道路整備特別措置法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

特定道路整備事業特別会計法案
地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案
特定道路整備事業特別会計法案

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

去る二十七日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

通商産業省 松尾泰一郎君
通商局長 尾之内由紀夫君
人事院給與 尾之内由紀夫君

海上保安庁総務部長 西田 豊彦君
経済調査部長 山口 西君
同 監査部長 木村 武君

同 査察部長 吉田 龍雄君
一昨二十八日内閣総理大臣から、人事院給與局長承認の通りを第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨二十九日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 成瀬 幡治君(山花秀雄君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

水産資源保護法の一部を改正する法律案
水産委員会に付託

放送法の一部を改正する法律案
電気通信委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

長期信用銀行法案
大蔵委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償臨時特例法案

農業共済基金法案
農林委員会に付託

経済審議庁設置法案
通商産業省設置法案

国家行政組織法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

自治庁設置法案
自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

海上公安局法案
保安庁法案

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案
法務府設置法等の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十七年五月三十日 参議院會議錄第四十五号 議長の報告

昭和二十七年五月三十日 参議院會議録第四十五号 會議 議員の請願 議員派遣の件 議事日程追加の件 日本放送協會經營委員會委員の任命に関する件 港灣法の 九六八

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

法制局設置法案

調達庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理局設置法の一部を改正する法律案

資源調査会設置法案

文部省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

国家公務員法の一部を改正する法律案

人事委員会に付託

地方制度調査会設置法案

地方行政委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

伊東園路、光澤、文化都市建設法の一部を改正する法律案(遠藤三郎君外九名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

宅地建物取引業法案可決報告書

同日衆議院議長から、衆議院は日本放送協會經營委員會委員に神野金之助君、則内ウヲ君及び遠藤後一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案(第十回国会、第十一回国会及び第十二回国会継続審査)は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

会社更生法案

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

会社更生法

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

一昨二十八日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨を回答した。

海上警備隊總監 山崎小五郎君

昨二十九日内閣総理大臣から、海上警備隊總監山崎小五郎君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○副議長(三本治朗君) これより今日の會議を開きます。

この際お諮りいたします。松平勇雄君及び山田佐一君から海外旅行のため会期中それ、請假の申出がござい

した。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○副議長(三本治朗君) この際お諮りいたします。労働委員長から、労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の審査に資するため、各地方における利害関係者及び学識経験者等から意見を聴取し、実情を的確に把握する目的を以て、札幌市に中村正雄君、一松政二君、堀尾君を会期中三日間、京都市に中村正雄君、安井謙君、重盛治君、堀本三君を会期中三日間、福岡市に中村正雄君、木村守江君、村尾重雄君、菊川孝夫君を会期中四日間の日程を以て派遣したい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通りこれら九名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。

港灣法の 九六八

第四條第六項に次の但書を加える。但し、港域法の港の区域の定のある港灣について、経済的に一体の港灣として管理運営するために必要最小限度の区域を定めるために港域法の港の区域をこえることがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができ

第十一條中「第七十一條から第八十條まで」を「第七十二條から第八十條まで」に改める。

第十六條第二項を次のように改める。

港務局を組織する地方公共団体の数が三をこえるものに置かれる委員会にあつては、前項の規定にかかわらず、十一人に達するまで委員の数を増加することができ

第十六條に次の一項を加える。

第一項及び第二項に規定する委員の定数は、次條第二項第二号但書の規定による委員の数の倍数をこえるものでなければなら

第十七條第一項第二号但書を次のように改める。

但し、港務局を組織する地方公共団体のそれぞれの議院が推薦した議員の中から、一地方公共団体について一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。

第三十七條第一項中「港灣区域(その区域外百メートル以内の区域を含む。内を港灣区域内において又は港灣区域外百メートル以内の地域であつて港灣管理者の長が指定した地域に、「水域の一部」を「水域若しく

第二條第一項中「第三十三條の規定により指定され、若しくは設立された地方公共団体」を「第三十三條の規定による地方公共団体に改める。

港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

港灣法の一部を改正する法律案

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

議院議長 林 義治

昭和二十七年五月二十日

参議院議長 佐藤武敏

は地域の一部に、同條第二項中與えるものでない限り、許可しなればならない。」を「與えるものであるときは、許可をしてはならない。」に改め、同條第四項中「港灣管理者は、」を「港灣管理者の長は、公有水面に係る「港灣施設」を、水域施設、外かく施設若しくはけい留施設」に改め、同條に次の一項を加える。

5 前項の水域占用料又は土砂採取料は、当該港灣管理者の収入に帰属するものとする。

第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十七條の二 港灣管理者の長は、左の各号の一に該当する者に対して、前條の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその條件を変更し、又は既に設置した施設につきその改築、移転、撤去若しくは原状の回復を命ずることが出来る。

一 前條の規定による許可に附した條件に違反した者
二 詐欺その他の不正な手段により前條の許可を受けた者
第四十三條の三の次に次の一條を加える。

(受益者の負担)

第四十三條の四 港灣工事によつて著しく利益を受ける者があるときは、港灣管理者は、その者に、その利益を受ける限度において、その港灣工事の費用の一部を負担させることができる。

8 昭和二十七年五月二十二日 地方公共団体がする港灣工事の費用について、國が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港灣管理者が設立され、且つ、港灣管理者においてその港灣工事を行ふべきときは、國は、昭和二十八年三月三十一日までは、第四十二條又は第四十三條の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港灣管理者のする港灣工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

9 昭和二十七年五月二十二日 大臣が自らする港灣工事の費用について、國又は關係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港灣管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港灣管理者との協議により、引き続き当該港灣工事を自らするときは、國又は当該港灣管理者は、昭和二十八年三月三十一日までは、第五十二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、運輸大臣のする港灣工事の費用について、負担するものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

船舶安全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第三号の次に次の一項を加える。

四 前各号ヲ除クノ外旅客船又ハ総噸數五百噸以上ノ船舶ニシテ國際航海ニ従事スルモノ
第四條第二項中「前項ノ規定ニ依リ無線電信」を「前二項ノ規定ニ依リ無線電信又ハ無線電話」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ無線電信ハ同項第四号ニ掲グル船舶(總噸數千六百噸以上ノモノヲ除ク)ニシテ旅客船ニ非ザルモノニ付テハ電波法ニ依リ無線電話ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
第五條第一項及び第十八條第六号中「無線電信」の下に「又ハ無線電話」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。
第十三條ノ二 主務大臣ハ所部ノ職員ノ中ヨリ船舶検査官ヲ命ジ本法ニ定ムル検査ニ関スル事務ヲ行ハシム

附則
この法律は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

(山縣勝見君登壇、拍手)
○山縣勝見君 只今議題となりました港灣法の一部を改正する法律案及び船舶安全法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず港灣法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法律案は衆議院議員岡田五郎君ほか四名の提案にかゝるものでありまして、内容の主要点を申し上げますと、その一は港灣局の委員に関する改正であります。即ち、港灣局の財政上の理由によりまして、これを組織する地方公共団体との連絡を密にするために、各地方公共団体ごとに地方議員一名を港灣局の委員となし得ることとする。共に、港灣局の経済的運営を確保いたしますために、その委員定数は地方議員である委員の数の倍以上とすることでありまして、一方この改正に伴いまして、委員定数を増加することであり、第二は港灣工事費用の受益者負担規定を新設していることであり、第三は、本法案に関する質疑におきまして、一委員より、「港灣工事費用の受益者負担に関する争いについては行政事件訴訟特例法の適用を受けしめることとすべきではないか」との質疑がありましたが、提案者より、「訴訟規定をおかない以上、実質的に余り意味がないし、又負担金額の決定は、行政技術的色彩の強いものとは性質を異にし、民事事件として取扱うことが比較的妥当である」との答弁がありました。討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

次に船舶安全法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

政府は平和條約に関する宣言におきまして、「一九四八年海上における人命安全條約」に、「実行可能な最短期間内に、且つ、平和條約の最初の効力発生の後一年以内に……正式に加入する意思を有する」ことを表明しているのがあります。本案はこの條約に加入するため必要とされる国内法規整備の一として提出されたものでありまして、その主な内容は、無線電信を施設することを要する船舶といたして、現在船舶安全法に規定されておりますもののほかに、「旅客船又ハ總噸數五百噸以上ノ船舶ニシテ國際航海ニ従事スルモノ」を新らしく加えますと共に、これらの船舶のうち總噸數千六百噸未満の貨物船につきましては、無線電信に代えて無線電話を施設し得ることの規定を設けますこと、従来内部的な職務指定によつておりました検査官の地位を法律に明確に規定することであり、討論の後、採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、昭和二十三年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十三年度特別會計歳入歳出決算を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。決算委員長岩田仁蔵君。

昭和二十七年五月三十日 参議院會議録第四十五号 昭和二十三年年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十三年年度特別會計歳入歳出決算

九七〇

決算委員会審査報告書

昭和二十三年年度一般會計歳入歳出決算

昭和二十三年年度特別會計歳入歳出決算

第一 昭和二十三年年度一般會計歳入歳出決算並びに昭和二十三年年度特別會計歳入歳出決算は、日本国憲法第九十條及び財政法第四十條の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

一般會計

(1) 昭和二十三年年度一般會計決算総額は

歳入 五千八十億三千七百餘万円
歳出 四千六百十九億七千四百餘万円
差引 四千六十億六千三百餘万円

の剰余を生じたが、この剰余金は財政法第四十一條の規定によつて昭和二十四年度の歳入に繰入れた。

(2) 右の剰余金額には、翌年度へ繰越した歳出予算額及び前年度から繰越された剰余金の使用残額が含まれているので、これらを差引くと、財政法第六條にいうところの剰余金は四百十三億二百餘万円である。同條の規定によつて、この剰余金の二分の一を下らない金額を、公債又は借入金金の償還財源に充てることになつてゐる。

(3) 前記決算総額を

歳入予算額 四千七百三十一億四千五百餘万円
歳出予算額 四千七百三十一億四千五百餘万円
に比較すると

歳入においては 三百四十八億九千二百餘万円を増加し
歳出においては 百一十一億七千餘万円を減少した。
(4) 歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰越したものがあつたため

歳出予算額 四千七百三十一億四千五百餘万円
前年度より繰越 十七億二千二百餘万円
合計 四千七百四十八億五千八百餘万円

となつた。これに対し支出済の

本年度歳出額 四千六百十九億七千四百餘万円
の外、本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越したものは 十六億七千五百餘万円
があるので、

差引不用額 百十二億八百餘万円
となつた。

(5) 予備費は予算額六十五億圓に對し、本年度において使用した金額は六十二億七千七百餘万円であつて、差引二億二千二百餘万円の不用額を生じた。

(6) 国庫債務負担行為の限度額は

財政法第十五條第一項に基くもの 百二十二億八千餘万円
財政法第十五條第二項に基くもの 三億六千餘万円
のところで、実際に負担した債務額は 十億餘万円

財政法第十五條第一項に基くもの 四十億三千三百餘万円
外に財政法附則第四條に基くもの 零
外に財政法附則第四條に基くもの 二億九千七百餘万円
であるが、その内本年度支出その他の事由によつて、債務の消滅したものは

財政法第十五條第一項に基くもの 十五億五千七百餘万円
財政法第十五條第二項に基くもの 二億七千餘万円
であつて、差引翌年度以降へ繰越した債務額は左の通りである。

(7) 公債は

本年度発行額 三百七十七億八千九百餘万円
既往年度からの繰越額 千八百六十七億八百餘万円
合計 二千二百四十四億九千七百餘万円

(8) 借入金

本年度借入額 二百億円
既往年度からの繰越額 五百三十九億九千六百餘万円
合計 六百三十九億九千六百餘万円

(9) 昭和二十二年法律第四十二号第九條第三項の規定による元臨時軍事費特別會計の借入金

本年度借入額 七十億円
既往年度からの繰越額 七十億円
合計 百四十億円

本年度償還額 七十億円
差引翌年度以降へ繰越額 七十億円
大蔵省証券又は一時借入金は 六十億円

(10) 本年度発行限度額

発行した最高額 三百七十億円
発行総額 八百九十億円

であつて、全額本年度内に償還した。
(11) 元臨時軍事費特別会計の本年度整理額

歳入 三百七十餘万円
歳出 零

は一般会計の歳入、歳出に組入れることなく、單にこの決算に附記されている。

第二 本件を審査した結果

一 元臨時軍事費特別会計に属する歳入、歳出は、昭和二十一年勅令第百十号の規定により、一般会計の歳入歳出に繰入れて整理すべきものであるが、政府は、前年度決算と同様に、之を一般会計の決算に附記して報告している。本件に就ては、前年度の決算審査報告書において、この方法が勅令違反であることを警告し、政府は勅令違反の行為を繰返さぬよう嚴重に注意すべきであり、若し勅令の規定が実地運用に適しないならば、須らく先ず勅令を改正するのが至当である旨の意見を付しておいた。その後、政府の説明によれば、その改正法律案を近く国会に提出する計画であるとのことであつたが、遂に本年三月三十一日に此のボツダム勅令を廃止することになつたので、この問題は漸く解決を見るに至つた。

二 会計検査院が検査報告中に指摘している不当事項については、第五項に記載する若干の事項につき、いささか見解を異にするものを除き、その検査報告と見解を同じくする。

三 決算のうち、その他の事項については異議がない。
四 左の五項目については、内閣

昭和二十七年五月三十日 参議院會議録第四十五号 昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算

特別会計
昭和二十三年度における特別会計の数は二十八であつて、各特別会計の決算額の合計額は一兆千四百四十三億餘万円
一兆九千五百餘万円

等に関係ある職員が國に損害を與えた事例が益々増加の傾向にある。
公務員が職務に忠実公正であり、世人の模範となるべきであり、終戦後既に社会秩序も善く改善してきたのに、なおこの種の不祥事件の増加をみることは特に遺憾である。

(一) 工事の施行又は物品等の購入の事実がないのに、その事実があつたもののように關係書類を作偽して支出し、その金額を別途に経理して、或は交際費、旅費等の支拂にあつて、或は職員宿舍を新築し、或は物品を購入するなど、もともと支拂計画の示達がないか又はその示達額では不足する費途に随時使用している事例が少くない。
このような会計経理は、はなはだ公明を欠くものであり、ひいては架空の事實に基づく支出金額を、關係者が、ほしのままに費消する誘因ともなるのであるから、内閣は、このやうな、事實に基かない不当支出を根絶するため、適切な措置を講ずべきである。

(二) 支出官の補助者である關係職員が、小切手用紙及び官印を濫用して偽造小切手を振り出して金銭を詐取したものの、出納職員又はその補助者が、所得税その他の收入金又は労働者未渡給與金等を横領したものの、司法事務局の職員で收入印紙に消印をせず詐取したものなど、困の收入支出

(三) 終戦処理費の支出額は一般会計歳入歳出額の二三%を占め、千億圓を越しているが、不当事項として指摘されているものは九十五件の多きに達しており、前年度に比し著しく増加している。
工事の施行、その他契約の締結にあたり、処置当を得なかつたために、安当と思われぬ多額の支出がなされているものがあり、或は過拂があり、又不急不要若しくは不適格品を多量に購入し、多額の保管料を支拂う等により、巨額の国費が濫費されている。終戦処理費の経理については特に慎重な注意を拂うよう

う、昭和二十一年度及び二十二年度決算審査報告書において要請したにもかかわらず、このやうに、不当事項の件数並びにこれに基づく國損が増加していることは誠に遺憾である。
内閣は、これら不当事項発生の根源を断つよう、最善の方策を講ずべきである。

(四) 収納未済の多いこと、予算に積算のない支出をしたもの、工事の施行、補助費の交付等について処置当を得ないもの、物品の経理、国有財産の管理及び処分について安当でないものについては、毎年これを指摘して、内閣に対し警告と要請とを繰返しているにもかかわらず、なお改善の跡が認められない。
内閣は、これらの不当事項の発生を防止するために、更に一段の努力を盡すべきである。

(五) 不当事項の責任者に対する行政処分について、これが適正を期するよう、累年警告しているにもかかわらず、なお十分に改善の跡を認め得ないのは甚だ遺憾である。
苟も國家に奉仕する公務員でありながら、或いは法令の

規定を無視し、或は予算の執行を輕視し、或は公益を尊重せざるが如き者のあつた場合に、その不当行為並びにその監督者の責任に對して、処分の適正を欠くが如きは、公の秩序、善良の風俗を保持する所以でないことは明瞭である。然るに、行政処分の実例を見ると、大部分は「嚴重注意」の程度であり、全体を通じて單に形式的な処分に過ぎないものが多く、また同一内容の行為に對する処分でありながら、所管官庁の異なるに従つてその程度に差がある等、正義、公平の見地から見ても、不当行為防止の観点から考へても、処分が輕きに失し、安當を欠くと認められるものが少くない。
凡そ信賞必罰は古今を通じて政治の要諦であり、一罰百成も經國の道である。内閣は、これらの格言の意味するところを深く反省し、行政処分の適正につき、最善の考慮を拂うよう、重ねて要請する。
五 政府當局と会計検査院との間に見解の相違を見ている項目、並びに、特に一言するを適當と認めた項目についての所見は、左の通りである。

昭和二十七年五月三十日 参議院會議録第四十五号 昭和二十三年年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十三年年度特別會計歳入歳出決算

九七二

(一) 決算検査報告番号第一号 (裁判所外) 二府九省所管は、北海道並びに寒冷積雪地に在勤する政府職員に対し、法律に根拠がなく、又予算に計上のない特別俸又は勤務地手当を特に支給したのは、処置当を得ないものであるとの指摘を受けたものであるが、当局では、昭和二十二年年度においては、石炭手当は石炭手当の支給に関する法律により、寒冷積雪地手当は関係方面の諒解を得て予算措置によつてそれぞれ支給したものであり、昭和二十三年年度においても、是等の手当を支給するため関係方面と折衝したが、最終了解を得ないうちに年末を迎えたので、政府職員の生活の実情及び労働情勢を考慮し、政府自らの責任でこれを支給することとし、閣議決定を経て、石炭手当は特別俸、寒冷積雪地手当は勤務地手当増額の形式で支給したのである。而して特別俸及び勤務地手当増額は、政府職員の新給與実施に関する法律の運用として実施したものであつて適法であり、又予算上においても昭和二十三年年度の既定予算の範囲内で、給與特別措置費等の科目から支出したものであつて適正であると説明している。

給し、支給の翌月には一齊にその支給を廃止したものであつて、政府職員の新給與実施に関する法律の運用としては妥当性を欠くものと認めざるを得ないのみならず、勤務地手当増額も、右法律の適用としては適当でないと思へる。また、既定予算の範囲内であつても、是等の支給は予算に計上せられていないものであり、本件の支出費目である給與特別措置費は係給決定に基く予算であつて、固より是等の給與を予定したものでないから、本件に関する予算上の処置においても適正を欠く点があると認められる。前年度たる二十二年及び次の二十四年度においては、是等手当を支給するについて、特別の法律を制定し、また予算措置を講じた事実を照しても、本件は処置当を得ないこと明らかである。

然しながら、当時の政府職員の生活の実情及び労働情勢に鑑み、北海道並びに寒冷積雪地に在勤する是等職員に対し石炭手当又は寒冷地手当を支給する必要があつたことは、一般に認められていたところであり、二十三年十一月に衆議院及び参議院においても、それぞれ同趣旨の決議案を可決して、内閣にその意向を伝達している。従つて、政府に於て是等を考慮に容れて、是等手当の支給を為したことに就ては、事情の諒とすべきものがある。

依つて、本件に就ては法律上及び予算上の措置において欠ける点のあつたことは遺憾であるが、この措置について関係方面との折衝においても相当努力した事実も認めらるるので、止むを得なかつた処置であると思へる。

(二) 決算検査報告番号第二号 (裁判所所管) は、水戸地方裁判所で、法務庁所管の敷地内に、その所管換の確定を見ないうちに、漫然所屬官舎の新営工事を実施中、遂にその所管換が実現出来なかつたので、更に費用を追加して移築するのやむなきに至つたのは、工事の施行に当り処置当を得ないものであると指摘されたものであり、これに対し、裁判所当局では、本件土地は大蔵省所管の普通財産であり、その直接管理者である水戸刑務所長の承諾を得て本件建物の建築に着手し、将来裁判所に所管換を受ける予定であつたところ、司法省から裁判所が分離し、法務庁は同土地を裁判所に所管換する意思がなかつたので、移転の止むなきに至つたもので、漫然他庁所管の土地に建築したものではなく、本件は裁判所と法務庁との分離に伴つて派生した過渡的現象であると説明している。

本件の建築着手に際し、裁判所が法務庁関係者に自己の希望を連絡した事実はあるとしても、本件土地の所管換につき確定を見ないで新営工事を施行したのは、処置当を得たものとは認め難い。なお、当時裁判所と法務庁との間に摩擦のあつたことは、本件以外にも両者間に種々の問題を生じた事実と鑑み推測し得るところであり、本件は單に司法省が裁判所と法務庁とに分離したことに伴う過渡的現象のみとは認められず、所謂各官庁間の割拠主義の弊害の跡をたたないことを遺憾とする。

(三) 決算検査報告番号第三号 (九号(大蔵省所管)) は、川南工業株式会社が製作所に使用させている奥市所在の旧軍用施設の使用料につき、昭和二十一年、二十二年年度分に関しては、利用率減率三九%の外に非能率減及び拘束率減を加味して、大蔵省の定めた基準による算定額の五五%を減額しているが、本施設は全施設のうち同会社の利用計画に必要の限度のものだけを、申請によつて貸付けたものであるから、利用率減を考慮して使用料を特に低額に決定する必要はなかつたものと指摘されたものであり、当局は、これに対し、使用料の算定に當つて特に利用率減を採つたのは、機械については、賠償指定物

昭和二十七年五月三十日 参議院會議録第四十五号 昭和二十三年年度一般會計收入歳出決算、昭和二十三年年度特別會計收入歳出決算

を決定する場合には、相統税課税標準価格、財産税課税標準価格、土地賃借価格、売買実例、精通者の意見等を総合勘案しているが、特に日本勸業銀行の指数を採用する場合には、勧銀支店等で調査したその地方における指数を乗じて価格算定の資料に供しているものであり、また本件土地は、その周囲の状況に鑑み、孰れも将来の発展性は余り期待出来ないものであるから、孰れも特に低価に売却したものでないことを説明している。

土地の売却価格の算定に当り、日本勸業銀行調査の全国市街地価格平均指数のみを基準とすることは適当でなく、従つて会計検査院が、これに基いて売却価格の低価の程度を批判している点は、必ずしも不当とは認められえない。なお、旧軍用地のごとき広大な面積の土地の売却に当つては、特殊の困難の伴うことも認めなければならぬ。

(1) 決算検査報告番号第三一〇号姫路市所在の分については、連隊跡地二筆は学校用地として昭和二年法律第七四号により二割引で売却され、練兵場跡地は競馬用地として売却されたものであつて、その評価につき一応相當の注意が拂われており、従つて観念的には多少低価であつたと思われ

節があるにせよ、特に批判せらるべきほど低価であつたとは認められない。なお、本件土地は昭和二十七年現在においても、毫も発展の形跡が認められない。

(2) 決算検査報告番号第三一〇号会津若松市所在の分については、練兵場跡地五万坪の内、五千坪が市営住宅用地、四万五千坪が総合運動場用地として売却されたものであつて、その評価にあたり各種の標準に基いて計算の労を採らなかつたことは遺憾であるが、通常必要と認められる諸般の標準に基いて計算すれば、多少低価に失した疑はあるにせよ、特に批判されるほどの価格ではなかつたと認め

物価変動に即応せしめた跡が現われて居らず、財務局から進達の価格そのままで測定したのには、測定当時の時価に適合していないと認めざるを得ない。

(五) 決算検査報告番号第三一三三号(大蔵省所管)は、秋田市所在の連隊跡地の売却に当り、検査院は、その土地が駅前位置する市街の中心地で、商業地として最も適当な土地であり、将来発展の見込がある土地と認定し、之に對して財産税課税価格に勧銀調査の全国市街地価格平均指数を乗じた金額を以て基準価格となし、之に比して売却価格が二八%以下に過ぎない指摘しているに對し、当局は、この土地は駅前位置する市街の中心地ではあるが、高さ二米程度の築堤その他のもので四方圍繞されているから、附近地とは或る程度の遜色を認めざるを得ない。なお、附近民有地の賃貸等級を考慮して計算すると、時価に比して低廉に失するため之を採用せず、精通者の意見を参照して決定したものであると説明している。

るべき位置にあること、検査院が財産税課税の倍率を誤つたこと、その他の事情もあり、従つて、たとひ観念的には多少低価に失したと認められる節があるにせよ、種々の標準に基いて計算すれば、この売却価格は特に批判を受けるほど低価であつたとは認められない。

なお、検査院がその批判の裏書の意味で、秋田司法事務局における所有権移転登記の認定価格なるものを引用しているが、登記日付は売却日付より半年以上遅いのみならず、売却価格がそのまま登記価格として登録されているのであるから、この引用は當を得ないものと認める。

(六) 決算検査報告番号第三一四四号(大蔵省所管)は、延岡市所在の岸壁施設約二三百米を含む旧軍用地の売却に當り、岸壁施設を評価外として売却価格を坪当り三六四に評定しているが、日本勸業銀行延岡出張所の評価によれば、買受者が使用している岸壁施設四五百米だけについても三六四円(坪当り五〇円見当り)であることに照しても、この売却価格は低価に過ぎるものと指摘を受けているものであるが、当局では、本件価格は護岸施設を考慮に容れ、精通者の評価も参照して評定したものであつて、低廉ではないと説明している。

実地調査したところ、当局が参酌した精通者の評価には岸壁施設を含むものと思われず、若しこれを含むものならば、勧銀延岡出張所其他の評価に照してこの評価は安当とは認められない。従つて本件売却価格の決定に當つては、本件土地の半分が、当初地元民の約寄附によるものである等の特殊事情を考慮する必要があつたとしても、本件売却価格は低きに過ぐるものと認める。

(七) 決算検査報告番号第三一五五号(大蔵省所管)は、旧軍用地である鋼船等の売却に關する特務艇、雑役船価格算定要領は、物価変動による倍率については日本銀行の調査による機械類一般の物価指数をとつては、運輸省海運総局の資料等に基く倍率に比較して著しく低く、船価変動の実情にそわないものであり、実際の船価変動を考慮せず本件売却価格を決定したのは処置當を得ない指摘されたものであるが、当局では、本件軍用雑役船は旧軍用船であるため、民需に転用する場合、一般船舶に比し稼働力が低下すること、戦時中の過酷な使用、終戦後の保管の不良に伴い、實際使用に當つては大修理を要するものが大部分である等の理由により、本件売却価格を決定するに當つては單に新造船価格指数による

ことは適當でなく、諸般の事情を勘案したものであり、昭和二十三年年度に急激な物価変動があつたこと、また事務処理の遅延によつて年度末期には船価指数が低目となつたことは認めるが、非常に低率であつたとは認めないと説明している。

本件船舶の売渡価格の基準を決定するに當つて、運輸省海運総局の資料等を考慮に加へなかつたことは、妥當と思われず、且つ當時船舶価格の変動の激しかつた際に、その価格算定要領に基く倍率の改訂を時宜に適するよう機敏に行ななかつたことは、措置を得ないと認める。

(八) 決算検査報告番号第三二六号(大蔵省所管)は、会社で使用させていた船舶が全焼沈没したのに対する損害賠償請求額は保険価額にも達せず、低価に過ぐると指摘されたものであり、当局に於ては、本件求償額は前号の特務艇、雑役船価格算定要領によつて算定したものであつて、低価に過ぐるものではないと説明している。

前号に於て述べたと同一理由に依り、旧軍用船舶売渡価格算定基準は適當と認められないから、これに基いて算出した本件損害賠償請求額は低きに失したものと認めざるを得ない。

(九) 決算検査報告番号第三七〇号(大蔵省所管終戦処理費関係)は、帝産オート株式会社に請け負わせたサービスバス運営の役務に関する料金については、実走行時間、実走行割増時間及び待機時間に区分し、その料金は物価庁認可の貸切制バス料金を適用しているが、本件支拂の基礎を見るに、その延走行時間は事実に照し著しく過大であるのみならず、待機料金に付ては、本件が一般の待機時間と趣を異にする点に鑑み、一般の待機料金よりも低額であるべきであると指摘されているものであり、当局に於ては、バス運行計画の実施実情から見て、当時の事情としては止むを得なかつたものであるが、その後経費節減を行つたと説明している。

(十) 決算検査報告番号第三七三号(大蔵省所管終戦処理費関係)は、機帆船輸送料として、二三年七月までは連合国軍用船舶輸送料統制額中の運賃、船舶料合計額、七月以降は改訂された一般機帆船輸送料統制額の、それぞれ

二〇%に相当する運航手数料を含めて支拂つてゐるが、この種手数料は一般には最高一〇%程度が通例であるのみでなく、七月一般機帆船輸送料の統制額が二倍以上に改訂されてからは、高価な一般料金を基本としているのかかわらず、更にこの二〇%相当額の手数料を支拂つてゐるのであつて、その処置著しく當を得ないと指摘されているものであり、当局に於ては当時の事情により止むを得なかつたが、其後減率を行い、更に二四年八月からはこの手数料を全廃したと説明している。

(十一) 決算検査報告番号第三七五号(大蔵省所管終戦処理費関係)は、冷蔵倉庫使用料として二三年四、五月分につき、連合国への水納入必要量を超過するにもかかわらず、設備の関係で全体を運転使用するため、この空転作業分に

対する経費として氷の販売業者販売価格相当額の特殊設備使用料を特に含めて支拂つてゐるが、この特殊設備使用料は單に施設空転分についての所要経費で足りるものであり、多くとも生産者販売価格相当額をこえるべきではないとの指摘をうけてゐるものであり、当局は、軍の指示により業者が支出した特別の施設改修費及び操縦中、年間無休運転による施設の強度の損耗を勘案したものであると説明している。

(十二) 決算検査報告番号第三九七号(大蔵省所管終戦処理費関係)は、陸軍復興院が足利板金工業組合と購入契約した二重鋼突(ガス排気筒)につき、その納入が著しく遅れ、中途に於て本品購入の必要がなくなり、契約を解除することとができたのかかわらず、引き続き納入させたものがあつたからでなく、その使用実績は著しく少数にとどまり、本品に對し支拂つた保管料は相当多額にのぼつており、要するに不急不要品を購入して在庫とならしめたものであり、なお本品の検収に當り処置當を得なかつたため納入数量に不足があり、その過拂金は全部返納されてゐないと

の指摘を受けたものであり、これに對し当局は、本件は會計検査院検査報告の通りで甚だ遺憾であり、過拂金については回収に努力していると説明している。

本件については、第九回国会より第十三回国会の間に於て小委員会十九回、本委員会二十三回の回数を重ねて、その真相を明らかにするために極めて慎重に審査したところ、本件の内容は極めて複雑怪奇であり、連合国軍から契約の一部解除の指令が発せられたにもかかわらず、その部分の契約を履行し、現品の実地検査を行わず、その結果、納入数量不足に因る過拂を生じ、過拂金回収の処理についても適切を欠く点がある等、特調、納入関係者の双方に幾多の不当事実が存在し、且又不当支出があることが明らかとなつた外に、犯罪容疑に基き起訴せられた者が数人に上つた。

又本件代金については、物品税二千九百九十六万七千五百余円を含めて支拂われているが、この物品税は、大蔵当局の説明によれば、二重鋼突が課税品目でなく、之を納付した事実がないにもかかわらず、之を含めた金額の支拂を受けたものであり、而も納税の事実を信じさせる資料として税務署の納税証明書を作成してまでも、之を詐取した

ものであり、会計検査院が指摘する過拂金二千二百余万円中に含まれる物品税相当額は七百余万円であるので、結局過拂金は四千五百余万円となり、本件支拂金額約一億四千万の五割弱に当るといふ事実、及び最後の支拂金四千四百余万円中二千万円は特調で過拂の事実を発見した当時、田中社長の隠匿に因る無記名定期預金として存在しておつたので、特調に於て過拂金回収の処置が適当であつたならば、その回収は可能であつた事実が委員会審査の結果、新たに明らかとなつた。

(十三) 決算検査報告番号第四三七号(大蔵省所管終戦処理費関係)は、連合国財産返還梱包用木材の買付、輸送、保管等を請負させた秋田木材株式会社深川支店に於て、終戦連絡中央事務局に於て現品納入前に全数量に對する代金相当額を、終戦連絡中央事務局及び内務省に於て全数量に對する輸送保管等の経費を支拂つたのに、契約数量の二五%が未納のままとなつたこと、また本件事務を引継いだ外務省において、契約全数量に對する保管料を支拂い、且つ既に使用したもの及び現に完全材として保管中のものを除いた数量に前記未納數量を含めた木材を腐しよく材として同会社に基づだしく低価で売り渡したことは、要するに納入事実のない木材について代金及び保管料を支拂い、更にこれを売り渡すなど、処置當を得ないものであるとの指摘を受けたものであり、当局に於ても、本件は会計検査院報告の通りであると遺憾の意を表している。

本件については小委員会において、特に詳細に審査したところ、現品に對する実地検証を行わずに検査調書を作製して、現品の納入前に契約全数量に對する代金を支拂い、未納數量があるにもかかわらず、契約全數量に對する輸送、保管等の経費を支拂い、支拂代金をそのまゝとして、納入數量を契約數量の七五%にとどめることの了解を口頭で與えたことは、当時前渡金を與えなければ物の確保を期し得なかつたこと、及び木材公定価格の大幅の値上げがあつたこと等の特殊の事實はあつたにしても、当局者が明らかに未納の事實を知りながら、これを実在するものとして処理する誤つた取扱を最後まで強行したものであり、その不当なことは全く弁明の余地のないものと認める。

次は國損の有無につき審査したところ、(1) 木材の實際の納入が公定価格改訂後に行われた事実を鑑み、支拂代金をそのまゝとして契約數量の二五%に相當する未納があつたことにより國損を生じたこととはならないものと認め、(2) 未使用數量の大部分に、架空の未納數量を加えたものを腐しよく材として売り渡した価格は、關係各省の官吏を以て組織された委員会で決定されたものであつて、安当のものであると断定せざるを得ないので、不当に低価であつたとは認められない。また、架空の未納數量を拂下數量に加えたことは、これによつて納入數量並びにその支拂代金の精算を整理したものと認められ、この整理方法により、納入者又は政府の孰れかに損得があつたか否かの点については的確な資料が得られないが、孰れの側にも損得はなかつたものと認めざるを得ない。(3) 未納分に對する保管料は、その後割引して支拂つてゐる結果、總額においては過拂となつてゐない。

なお、未使用のものが久しく野積のまゝであつたため腐しよく材となり、購入価格に比し著しく低価で売渡す結果となつたものであるが、木材の保管料の公定価格は野積の場合と然らざる場合との区別がないので、腐しよく材については会社側に法律上の責任はなく、使用せずに放置して置いた政府側の負担に帰すべきものと認める。

要するに、本件は、連合國軍の命令に基づく木材の調達に當り、担当の一課長が全然會計法規を無視した事斷的な行為を終始行なつたものである、その直接監督の側に當るべき者が全然その責任を果さなかつた上に、物品會計官吏の任命が遅れていたことなど、終戦後の混乱時代とはいながら政府当局の重大な失態を露出したものであり、甚だ遺憾とするものである。また、秋田木材株式会社として、木材納入の事實について正確な記録を行つておらず、その納入にかかる木材の品質又は規格にしても、必ずしも納入書に記載した通りであるか否かにつき疑を容るべき余地があり、また、木材の保管についても多大の腐しよく材を生ぜしめたことなど、批難せらるべき理由が多々あることを遺憾とするものである。

(十四) 決算検査報告番号第四四七号(大蔵省所管財産稅等收入金特別會計關係)は、物納財産の売渡処分を委託した信託会社に對し、昭和二十四年一月から三月までの間に売渡契約のまゝとなつたものにつき、売渡價格の五%の正規手数料の外に、一件五万円以下のものについては更に一件につき二、五〇〇円づつの特別手数料を支拂つてゐるが、國有財産の売渡を促進する必要があつた事情はこれを諒とするが、著しく高率に失すると指摘されており、当局に於ては、物納不動産は一般の財産に比して売渡價格が少額であり、且つ売渡財産の所在も分散し、その手続が煩瑣であるので、五分の手手数料では委託業者において最低経費を賄えない状況であり、延いては、この制度を設けた目的を達成し難い事情にあるから、この特別手数料を支拂うこととしたが、その結果は著しく売渡が促進されたので、今後も特別手数料制度を継続する方針であるが、その手数料は改正する予定であると説明している。

物納財産の売拂を促進するため特別手数料制度を設けた事情は諒とするが、一件につき定額を支拂う結果、正規及び特別の手手数料合計額が売渡價格を超えるものさへあり、要するに特別手数料率の定め方が適正でなかつたと認め

(十五) 決算検査報告番号第四九三三号(農林省所管)は、食料品配給公団が内地産でんさい糖に關し價格政策に原因して損失を生じたのに對し、その損失を補てんするために食糧管理局に於て同公団から輸入分蜜糖を購入し、同時に、之を甚だしく低い價格で売り戻してゐるが、食糧管理特別會計には、このような損失補てんのための経費は積算がないばかりでなく、作為の売買により支出したのは処置當を得ないと指摘されたものであ

り、当局では、輸入砂糖の価格と国内産砂糖の価格とは相当に相異していたが、消費者に対する配給糖価の決定に当り、関係方面から食糧管理局と食料品配給公団との間でブールした価格を決定指示された関係で、このような売買行為により処理したものであると説明している。

砂糖の配給ルートが二元的であり、輸入糖と内地産糖の価格に差があり、配給価格は両者をブールしたものに決定されたことに原因して、輸入糖を取扱う食糧管理局に於ては差益を生じ、他方内地産糖を取扱う食料品配給公団に於ては差損を生じたので、この両者を調整するため、当局としては両者の間に帳簿上の売買の形式を採つたものであつて、同公団に対し実質上不当の利益を得しめたものではなく、また、このような調整を行うことは当時の事情に鑑み止むを得なかつた処置であると認められるが、その処置に就て適切な法律上、予算上の措置を講じなかつたことは遺憾である。

(十六) 決算検査報告番号第四九五号(農林省所管)は、価格改訂のことが予想されていたのに、価格改訂直前に急いで、みそ原料として梗玄米を売り渡したのは処置当を得ないとい指摘されたものであり、当局は、価格改訂前に既に売買契約が締結されていたものであると説明している。

当局において、業者に不当の利益を得しめる故意があつたか否かについては確証はなく、また、当時の配給状況に照し、売渡を急いだ事情については諒とすべきものがないではない。然し、結果に於て業者に不測の利益を得させたこととなつたものであり、価格改訂については売渡当時既に予想されていたものと思われるから、その前後の事情判断につき一段の考慮を拂うべきであつたと認める。

買契約が締結されていたものであるといふことは、買契約が締結されていたものであると説明している。

(十七) 決算検査報告番号第五二四号(運輸省所管)は、秋田港修築工事のうち北防波堤工事に陸揚げ使用したが、築造後間もなく風波のため被害を受けたのは、本件の基礎拾石工事が不十分であるばかりでなく、拾石量の実績は当初設計量に満たず、陸揚げによる防波堤を築造するに当り設計及び施行当を得ないものであるとの指摘を受けたものであり、当局に於ては、拾石量が計画量より減少したのは、その減量が石の損失に対する余裕の範囲内であり、陸揚げ被害状況より見て基礎の施工に不備の点はなかつたが、工期並びに気象条件に制約され、万全の方策を実施することが出来なかつたことと、前例のない工法であり、技術的に計算のできない因子が多かつた

ために、予期しない災害を蒙つたのは甚だ遺憾である。なお、本工事によつて船の出入港の支障がなくなり、船舶事故が跡を断つ等多大の効果が確認し得られ、その利益は本件損害額に比して相当の余りがあるとの確信すると説明している。

本件については、実地調査をもつたが、工事施行上多少遺憾の点はあると思われ、設計上、工事施行上には相当細心の注意が拂われたことが認められるのみならず、陸揚げ処分に関する其筋の方針の關係もあつて万全の方策を採り得なかつた事情が存在するものと思われるので、本件に関する責任の全部を当局に押しつけることは酷に過ぐるものと認める。但し、当局において、前記の如く本工事の利益につき説明を加えているが、この利益は本件工事の処置の不当とは全然別問題であるばかりでなく、若し本件工事が予定通り完全に成功していたならば、更に次年度において一千七百余万円の災害復旧費を要することもなかつた筈であるから、このような説明は不謹慎と認める。

(十八) 決算検査報告番号第五二八号(運輸省所管)は、台風の被害により不通となつた山田線茂市喜目間に、応急復旧工事と本復旧工事を併行して施行したことに対して、応急

復旧工事は耐火粘土の輸送上緊急の必要があつたとして、自動車等の利用によつて大体台風の輸送量は確保していたものであるから、少くとも本復旧工事に着手したからには応急復旧工事はこれを中止し、その経費、労力、資材等を本復旧工事に集中して当該工事を速かに完成すべきものであつて、不経済な工事を施行したものであると指摘されており、当局では、粘土輸送については輸送経路の変更により一応の輸送目的は達しているが、本件区間の開通がなければ、本線沿線附近の村民の日常生活に甚だしい不便を與えていたのである。なお、本復旧工事着手後にも応急工事を中止しなかつたのは、同工事はその施行方法及びその期間を異にするので、本間区を急速に開通し、地元民の要望に添ふんとしたためであると説明している。

本件に關しては実地調査をもつたが、民生安定の上から、被害線路の早期復旧に対する官民の熱望があり、本復旧工事に着手したにもかかわらず、完成の早い本件区間の応急工事を先行した事情については諒とすべき点がある。

(十九) 決算検査報告番号第五三二号(運輸省所管)は、夜勤加給に對し所得税の源泉徴収を行わなかつたものがあるが、會計検査院の注意により

昭和二十三年一月に遡つて徴収したものであり、昭和二十二年以前については何等の処置もとられていないと指摘されたものであり、当局では夜勤加給は実費弁償であるとの見解から所得税の徴収をしなかつたものであり、昭和二十二年以前の分については国税庁の通達に基いて強いて追徴しなかつたものであると説明している。

本件に關し検討を要するものは、昭和二十二年以前の分について徴収の処置をとつていない点であるが、この点に關する會計検査院の指摘は單に事実を述べたに過ぎず、別段不當であるとの断定を下したのではないとのことであり、運輸省の処置も国税庁の通達に基くものであるから、特に批難する必要はないと認める。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十七年五月二十八日

決算委員長 岩男 仁藏

参議院議長 佐藤 尚武殿

多数意見者署名

- 飯島通次郎 常岡 一郎
- 藤森 眞治 田中 一
- 小林 亦治 棚橋 小虎
- 森 八三一 伊藤 保平
- 西山 龜七 溝淵 春次
- 宮田 重文 三好 始
- 菊田 七平 小酒井義男

秋山俊一郎 高橋進太郎
長谷山行毅 郡 祐一
古池 信三

昭和二十三年年度一般会計歳入歳出決算

右
国会に提出する。

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十三年年度特別会計歳入歳出決算

右
国会に提出する。

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

〔岩男仁蔵君登壇、拍手〕

○岩男仁蔵君 只今議題に上りました昭和二十三年年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につき、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

右決算は第七回国会に提出され、決算委員会において審議を進めました。審議半ばで会期が終了したため審議未了に終り、その後の国会において引続き審議いたしました。小委員会において特に慎重審議した項目もあり、会議の回数も相当多く、漸く今回に至つてその全部の審議を終つた次第であります。

先ず歳入の部について御報告いたします。一般会計におきましては、歳入決算額は五千八百億余円でありまして、歳入予算額と比較しますと三百四十八億余円を増加しております。

次に歳出の部につきましては、一般会計におきましては、歳出予算額は四

千七百三十一億余円、これに前年度からの繰越額十七億余円を加えますと四千七百四十八億余円となりますが、このうちから支出額四千六百十九億余円と翌年度へ繰越額十六億余円を差引きますと、結局百二十九億余円の不用額を生じております。又昭和二十三年年度における特別会計の歳入は二十八億でありまして、各特別会計の決算額の合計額は、歳入決算額一兆九千四百四十二億余円、歳出決算額一兆九千五百五十二億余円、歳出決算額一兆九千五百五十二億余円、これらに歳入の差額を加算すると、歳入歳出の差額は一億九千九百一十億余円、この差額は、歳入の不足額を御報告いたします。

次に決算に関する審議の結果を御報告いたします。

元臨時軍事費特別会計に属する歳入歳出は、昭和二十一年勅令第百十号の規定により、一般会計の歳入歳出に繰入れて整理すべきものであります。政府は前年度の決算と同様にこれを一般会計の決算に附記して報告しております。本件については、前年度決算審査報告において、その方法が勅令違反であることを警告し、政府は勅令違反の行為を繰返さないように嚴重に注意すべきであり、若し勅令の規定が実地運用に適用しないならば、すべからず先ず勅令を改正するのが至当である旨の意見を付して置いたものであります。その後、政府の説明によれば、その改正法律案を近く国会に提出する計画であるとのことでありましたが、遂に本年三月三十一日にこのボツダム勅令を廃止することになりましたので、この問題は漸く解決を見た次第であります。

会計検査院の決算検査報告中の不当事項中、決算検査報告番号第一号は、各官庁において、特に北海道並びに寒冷積雪地に在動する政府職員に對し、

法律に根據がなく、又予算に計上のない特別俸又は勤務地手当を支給したものは、処置を得ないものであると指摘されている案件であります。本件実施の内容を檢討いたしますと、特別俸は北海道在動職員だけに對し数カ月に遡つて支給し、支給の翌月には一齊にその支給を停止したものであります。政府職員の新給與実施に関する法律の適用としては安当を欠くものと認められます。又勤務地手当の増額も右法律の適用としては安当でないものと認めます。又既定予算の範囲内であつても、これらの支給は予算に計上せられていないものであり、本件の支出費目である給與特別措置費は俸給改訂に基く予算でありまして、もとよりこれらの給與を予定したものではありません。予算上の措置においても適正を欠く点があると認められます。昭和二十二年及び二十四年度においては、これらの手当を支給するについて特別の法律を制定し、又予算措置を講じた事実には照らしまして、本件は処置を得ないものであるという会計検査院の指摘は安当であります。併しながら、当時、政府職員の生活の事情及び労働情勢に鑑み、北海道並びに寒冷積雪地に在動する職員に對し、石炭手当又は寒冷地手当を支給する必要のありましたことは、一般に認められていたところでありました。昭和二十三年十一月に衆議院及び参議院におきまして、それぞれ同趣旨の決議案を可決して内閣にその意向を伝達した次第であります。政府においてこれらを考慮に入れてこれら手当を支給したことについては、その事情の諒とすべきものがあり、その措置について関係方面

との折衝においても相当努力した事実が認められますので、本件は止むを得なかつた措置と認めます。

このほかにも不当事項として会計検査院が報告しておりますものは六百数十件の多きに上り、誠に遺憾に堪えないところでありました。不当事項の詳細については決算検査報告で御覧願ひたいと思ひますが、その殆んど全部について当委員会は会計検査院の報告とその見解を同じういたします。ただ若干の項目については検査院の見解がいささか細かでないと思はれるものがありますが、その理由等については決算委員会の審査報告書で御覧願ひます。右に述べました不当事項を除きまして、決算に関するその他の事項については別に異議はありません。

決算審査の結果をいたしまして、左の五項目について内閣に對し将来の注意を促すため特に警告を與えたいと存じます。

その一は、工事の施行又は物品等の購入の事実がないのに、その事実があつたもののように関係書類を作為して支出し、その全額を別途に経理して、或いは交際費、旅費等の支拂に充て、或いは職員宿舎を新築し、或いは物品を購入するなど、もと／＼支拂計画の示達がない又は示達額では不足する費途に随時使用している事例が少くありません。このような会計経理は甚だ公明を欠くものであり、延いては架空の事実に基づく支出金額を關係者がはしきままに消費する誘因ともなるものでありますから、内閣はこのような事実を基かない不当支出を根絶するため適切な措置を講ずべきであります。

その二は、支出官の補助者である關係職員が小切手用紙及び官印を盗用して偽造小切手を振り出して金銭を詐取したものの、出納職員又はその補助者が所得税その他の収入金又は労働者への給與金等を横領したもの、司法事務局の職員で収入印紙に消印をせず詐取したもの、国の収入支出等に関係する職員が国の損害を與えた事例がますます増加する傾向があります。公務員が職務に忠実公正であり、世人の模範となるべきでありますことは、説明を要しない点であります。終戦後すでに社会秩序も著しく改善して参りました、この種の不祥事件は当然減少すべきものと思はれますのに、却つてその増加の傾向にありますことは、特に遺憾とするところであります。昭和二十二年年度の決算審査報告にも指摘いたしました通り、公務員の綱紀矯正に關して有効適正な措置を講ずるよう特に内閣に要望いたします。

その三は、終戦処理費の支出額は一般会計の歳出総額の二三%を占め、千億円を超しておりますが、不当事項として指摘されております件数は九十五の多きに達し、前年度に比して著しく増加しております。工事の施行その他契約の締結にあたり処置を得なかつたために、安当と思はれない多額の支出がなされていくものがあり、或いは過拂があり、不急不要の品若しくは不適格品を多量に購入し、多額の保管料を支拂う等により、巨額の國費が濫費されておるのであります。終戦処理費の経理については特に慎重な注意を拂うよう、昭和二十一年度及び二十二年年度の決算審査報告において要望いたしましたにもかかわらず、このように不当

その四は、工事の施行又は物品等の購入の事実がないのに、その事実があつたもののように関係書類を作為して支出し、その全額を別途に経理して、或いは交際費、旅費等の支拂に充て、或いは職員宿舎を新築し、或いは物品を購入するなど、もと／＼支拂計画の示達がない又は示達額では不足する費途に随時使用している事例が少くありません。このような会計経理は甚だ公明を欠くものであり、延いては架空の事実に基づく支出金額を關係者がはしきままに消費する誘因ともなるものでありますから、内閣はこのような事実を基かない不当支出を根絶するため適切な措置を講ずべきであります。

その五は、工事の施行又は物品等の購入の事実がないのに、その事実があつたもののように関係書類を作為して支出し、その全額を別途に経理して、或いは交際費、旅費等の支拂に充て、或いは職員宿舎を新築し、或いは物品を購入するなど、もと／＼支拂計画の示達がない又は示達額では不足する費途に随時使用している事例が少くありません。このような会計経理は甚だ公明を欠くものであり、延いては架空の事実に基づく支出金額を關係者がはしきままに消費する誘因ともなるものでありますから、内閣はこのような事実を基かない不当支出を根絶するため適切な措置を講ずべきであります。

事項の件数並びにこれに基く国損が増加しておりますことは、誠に遺憾に堪えません。内閣はこれら不当事項の発生の根源を絶つよう最善の方策を講ずべきであります。

その四は、收納未済の多いこと、予算に積算のない支出をしたもの、工事の施行、補助費の交付等について処置当を得ないもの、物品の経理、国有財産の管理及び処分について妥当でないもの等については、毎年これを指摘しておきますにもかかわらず、なお改善の跡が認められません。内閣はこれらの不当事項の発生を防止するために更に一段の努力を盡すべきであります。

その五は、不当事項の責任者に対する行政処分について、これが適正を期するよう毎年警告しておりますにもかかわらず、なお十分に改善の跡を認め得ないのは甚だ遺憾であります。いやしくも国家に奉仕する公務員でありながら、或いは法令の規定を無視し、或いは予算の執行を輕視し、或いは公益を尊重せざるがごとき者のあつた場合に、その不当行為並びにその監督者の責任に対して処分の適正を欠くがごときは、公の秩序、善良の風俗を保持するゆえんでないことは明瞭であります。然るに行政処分の実例を見ますと、大部分は嚴重注意の程度でありまして、全般的を通じて單に形式的な処分に通さぬものも多く、又、同一内容

の行為に対する処分でありながら、所管の官庁の異なるに従つてその程度に差がある等、正義公平の見地から見て、不当行為防止の観点から考へても、処分が輕きに失し、妥當を欠くと認められるものが少くないのであります。およそ信賞必罰は古今を通じて政治の要諦であり、一罰百戒ということも経國の道であります。内閣は、これらの格言の意味するところを深く反省し、行政処分の適正につき最善の考慮を拂うよう重ねて要望するのであります。

以上申述べました事項は、特に考慮を促すべき点を指摘して、内閣に警告を發するものであります。會計検査院が報告しております不当事項は、昭和二十一年度百七十五件、二十二年度三百八十六件に比し、二十三年度は六百二十三件の多きに上り、累年増加の傾向にあります。不当事項の増加は、一面、會計検査院の検査能力の充実に基くものと思われませんが、會計法規違反行為の増加は断じて輕視すべきものでありません。而もその内容を検討いたしますと、國費の濫費を招いているもの、職員の不行為により國損を生じたものの案件が著しく増加しつつあります。これは、誠に遺憾に堪えません。敗戦後における国民負担の増加に鑑み、國費が適正に使用せられることと、納税意欲の向上を図るために、これら不正事項の防止につき最善の考慮

を拂うべきことを強く要望して止まない次第であります。

決算委員会が極めて慎重に審議いたしました結果、全会一致を以ちまして、以上述べました通り議決いたしました。

最後に、不当事項中、決算検査報告番号第三百九十七号、いわゆる二重煙突事件について申し上げます。

本件につきましては、その審査の内容容に対する社会的政治的関心の極めて大きいことに鑑みまして、特に第十回国会中、昭和二十六年三月二十六日及び六月三日の本議場において、その審査について御報告をいたしましたのであります。即ち、本件審査の結果、

- (1) 特別調達庁においては、当時、本件の生産状況の把握、検収の正否を監督する手段に關し著しく欠けるところがあり、内部的連絡不十分のため過拂を生ぜしめるに至つたことは、特調の内部組織と監督に關し根本的改革を要すること。
- (2) 当時特調においては文書作成日附等に関する虚偽公文書の作成が半ば慣行的に行われておつたが、これが本件のごとき過拂を生ぜしめた一因をなしていると共に、特調内部の秩序紊亂と一部職員の腐敗を示すものである。嚴重な警告を發すべきであること。
- (3) 足利工業株式会社社長田中及び同専務高橋に対する詐欺罪容疑に關

する刑事事件の告発並びに特調關係職員に対する懲戒手続をそれ／＼特調当局において當時行わなかつたことは、その措置緩に失し、不当であること。

(4) 大橋、高橋、田中その他の証人に對しては、小委員会において宣誓の上、証言するに當つて、偽証をした疑いがある。

と判断せられるので、特別調達庁としては、本件過拂金の回収については最善の措置を講ずると共に、本件關係職員に対する行政処分、事務処理の改善等について特別の考慮を拂うべきであり、又國務大臣の地位にある大橋武夫氏については、或いは疑証の点において、或いは自動車売却代金の処分等の点において、幾多疑義が存在するが、これらに対する疑義は未だ解消するに至つていないことを前回に御報告いたしましたのであります。

その後、本委員会から東京地方檢察庁に申入れいたしました職權捜査要望に對する捜査の結果の回答が参りましたので、その回答に基いて、本件の真相の糾明に万全を期するために、引続き審査をいたしました。

先ず回答のうち主なるものを御紹介いたしますと、

- (1) 足利工業株式会社社長田中平吉及び同専務高橋正吉につき、公文書変造、同行使、詐欺の事実が認められたので、昭和二十六年七月起訴し

た。同会社社員高橋政雄及び同羽鳥元章については、いずれも公文書變造の事実が認められたので、高橋政雄は同年八月起訴し、羽鳥は犯情輕微につき起訴猶予処分を付した。特別調達庁職員で本件代金支拂に關與した者については極力捜査したが、いずれも本件に關し犯罪の嫌疑は認められなかつた。

(2) 足利工業から過拂金返納に充てるため東武鐵道株式を特調に提供したところ、高橋正吉が欺いてこれを取戻し、ほしいままに売却したことについては、詐欺の事実が認められるので、十一月に追起訴した。過拂金の返納に充てる予定であつた自動車の売却代金については、大橋武夫及び山下茂を横領の容疑で取調べた結果、山下については約三十八万円を横領した事実が認められたが、すでに全額弁償済みであり、犯情を考慮して、起訴猶予処分を付し、大橋に對しては、犯罪の嫌疑不十分のため、二十七年一月不起訴処分を付した。

(3) 大橋が足利工業から顧問料三十万円を受領しながら所得の申告をしていないことに對する所得稅法違反の容疑、並びに衆議院議員選挙の際、高橋正吉から二十万円の贈與を受けていることに對する政治資金規正法違反の容疑については、いずれも犯罪の嫌疑が認められないので、二

十七年一月不起訴処分付した。
 といふのであります。

次に大橋氏不起訴の理由につきましまして次の通り述べられております。

(1) 自動車売却代金横領の容疑については、本人は足利工業社長並びに同事務及び特調関係者の了解を得て、本件自動車の売却代金を以て山下に他の自動車の売買を行わせたものであるが、自分は監督の立場にあり、山下が右資金を運用するにつき具体的に如何なる指示をしたか、現在一々記憶していないし、勿論山下から全員を要領したことはないといふ解し、一方、山下は、約三十八万円を流用するについて大橋の了解を得ていない旨供述している。大橋については、監督不行届の責任はともかくとして、横領の嫌疑は認められない。

(2) 所得税法違反の容疑については、本人は足利工業の顧問就任当時、高橋との間に会社から月額三万円ぐらいの顧問料を支拂うと約束であつたので、昭和二十三年六月頃高橋に顧問料の前貸しを依頼したところ、会社より顧問料の前貸しとして支出することはできないといふことであつたので、後に会社より受取るべき顧問料を以て返済することとして、高橋から一時三十万円を借り受けるに至つたものであるが、その後、会社が顧問料を支給してくれない

ので、二十三年秋頃、高橋に、顧問料をもらつていないから、借入金の支拂は免除されたい旨申入れて、その承認を得たので、結局右三十万円は高橋から贈與されたものと考へて、これについて所得税の申告をしなかつた旨を主張している。他方、

二十六年四月十九日附で、滋谷税務署に對して、高橋名義で三十万円の贈與税申告がなされているのに對し、高橋は、同日附の申告は選挙運動資金として贈つた二十万円に關するものであつて、本件顧問料に關するものではなく、若し本件三十万円に關するものとして処理せられているとすれば、これを代筆した同税務署の係員が誤解して取扱を誤つたものであると主張している。本件三十万円が高橋個人名義の当座預金口座から支拂われている事実を考慮すれば、高橋の主張のみを以て右三十万円を顧問料とは断定しがたく、他にこれを顧問料と認定するに足る的確な証拠はない。要するに、本件三十万円については、これを贈與と認むべきか、顧問料と認むべきかにつき、いずれとも断定しがたいが、仮りに顧問料であつたとしても、大橋がこれを申告せずして所得税を免れた行為は、所得の單なる不申告にとどまり、詐欺その他不正行為により脱税をしたと認定するに足る証拠

は認められないから、犯罪の嫌疑はなし。

(3) 政治資金規正法違反の容疑については、本人は、自分の選挙運動費用は、すべて当時出納責任者児玉に交付していたが、選挙運動の期間中といへども、私生活の費用を要するので、本件二十万円は児玉に交付せずして自分の生活費に使つたから、出納責任者に対して届出の必要がないと思つたと供述し、一方、児玉は、二十四年に死亡しており、この金員の取扱事情を明らかにすることができないので、果してこれを大橋の選挙運動に關する寄附と認むべきか否か、にわかに断定しがたい。併しながら仮りに選挙運動に關する寄附であつたとしても、右届出の期間満了の日より二年を経過した二十六年一月中旬に公訴時効が完成し、公訴権は消滅している。

以上が検察庁の回答の御紹介であります。この検察庁の回答の結論のうち、大橋武夫氏に關する部分については、委員の間に意見を異にするものがあります。即ち、一部の委員は、検察庁の周到なる捜査の結果、不起訴と決定したことは、大橋氏に對する疑惑を一掃したものであるとの見解を表明しており、他の一部の委員は、検察庁の捜査は必ずしも満足し得るものではなく、大橋氏に對する疑惑が全く解消されたとはいへないのみならず、その

結論通り刑法上の犯罪を構成しないとしても、道義的政治責任が残ることは明らかであるとの見解を述べております。このように、全委員の見解が一致するの域に達しませんが、本委員会

は、本件の審査のために採るべき途は盡したのであります。檢察権、捜査権を持たぬ決算委員会といたしましては、これ以上この点の真相を糾明いたし兼ねますので、その審査を打切ることにいたしました次第であります。而して大橋氏の犯罪嫌疑につきましては、現在検察庁において収集した諸証拠等によつては法律上犯罪を構成しないといひました。大橋氏は自動車売却代金の処理に關して監督不行届の責任は弁明の余地のないところでありまして、そのために國としては過拂金の回收が遅延したことは事実であります。又所得税法並びに政治資金規正法違反の容疑は、いやくも國民に警告すべき地位にある者の嚴に慎むべきものであります。大橋氏のこれらに關する責任は決して輕視できないものと認めるというのが多数委員の見であります。

なお、大橋氏は委員会における証言におきまして、自動車売却代金の処理に關しては善意を以て解決するつもりであつたが、山下の失敗その他幾多予期しなかつた障害のために、結果的には、当初のすべての人の希望の期待に

反するやうな結果になつており、監督者の役を引受けた自分の不敏不徳のいたすところであり、事前に山下を管理人に選定し、その後監督していた自分の立場としては、私自身についても遺憾の点があつたと考へて、恐縮に存しているとの発言がありました。

又本件二重贈與代金につきましては、物品税二千九百九十六万七千五百余円を含めて支拂われておりますが、この物品税は、大蔵当局の説明によれば、二重贈與が課税品目でなく、これを納付した事実がないにもかかわらず、これを含めた金額の支拂を受けたものであり、而も納税の事実を信じさせる資料として税務署の納税証明書を変造してまでもこれを詐取したものであります。会計検査院が指摘する過拂金二千二百余万圓中に含まれる物品税目相当額は七百余万圓でありますので、結局、過拂金は四千五百余万圓となり、本件支拂金額約一億圓中の五割弱に當るといふ事実、及び最後の支拂金四千五百余万圓中二千二万圓は、特調で過拂の事実を発見した當時において田中社長の隠匿による無記名定期預金として存在しておつたので、特調において、過拂金回収の処置が適當であつたならば、その回収は可能であつた事実が、委員会審査の結果新たに明らかとなりましたことを御報告いたします。

以上申し上げました通り、本件二重煙突事件につきましては、第九回国会より第十三回国会の間におきまして、小委員会十九回、本委員会二十三回の回数を重ねて、その真相を明らかにするために極めて慎重に審査をいたしましたところ、本件の内容は極めて複雑怪奇でありまして、(拍手)連合国軍から契約の一部解除の指令が発せられたにもかかわらず、その部分の契約を履行し、現品の実地検査を行わず、その結果、納入数量不足による過拂を生じ、過拂金回収の処理についても適切を欠く点がある等、特調、納入関係者の双方に幾多の不当事実が存在し、且つ又、不当支出があることが明らかとなりました。加へて、犯罪容疑に基き起訴せられた者が数人に上つたのであります。

このように本件の内容が明らかとなりましたのは、全委員の熱心な審査のたまものであります。決算審査に關するこのような慎重且つ徹底的な努力は、官庁の事務処理の適正及び綱紀肅正に多大の影響を及ぼしていることと確信いたします。

なお、本件につきまして、審査の中途において各種の犯罪容疑が濃厚となりましたので、いち早く委員会検査は検察庁に対してその事実を指摘いたしましたのであります。検察庁においては、その捜査に着手せず、第十回国会中の昭和二十六年四月三日附の本委員会からの

職権捜査要請がありました。漸くにして同年十一月三十日附及び二十七年一月二十三日附で、その捜査の結果を報告したる等、検察庁の本件に關する処置の緩慢は、その報告が本件審査の進行にも影響があり、又世上、關心の大きいことに鑑み、遺憾に存する次第であります。(拍手)

更に又閣議大臣の要職にある大橋氏については、本委員会が、本人の名誉のために、その疑惑が解消するよう、多くの日数を費して審査したにもかかわらず、多数委員がなおその疑惑を氷解するに至っていないことに鑑み、たとえ一私人であつた時期における事実に関するものであるにせよ、深き反省を促して止まぬ次第であります。(拍手)

以上をもちまして御報告といたしますが、詳細につきましては、委員会の會議録で御覽を願いたいと存じます。

(拍手)

○副議長(二本治朗君) 討論の通告がござります。発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕
○須藤五郎君 私は日本共産党を代表いたしまして、昭和二十三年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十三年度特別會計歳入歳出決算に對しまして、反対の意見を述べたものであります。

特に、委員長報告にもありましたように、不当事項第三百九十七号、いわゆる二重煙突事件は、吉田政府の不正

腐敗を端的に表現しているものとして、我々の絶対に容認しがたいところでありました。一國の大臣、而も法務總裁の地位を占めてゐる人物が、その政治的影響力を用いて不当な國費の支出を行つたことは、委員長報告で明瞭にされておりましたが、次に指摘する数々の事実によりまして明らかであります。(「違ふ」と呼ぶ者あり)よく聞きなさい。

職災復興院は、大橋武夫君が同院特別建設局長在職中の昭和二十一年十二月九日に、足利板金工業組合に對して二十五万フットを発売したが、受注者たる足利板金工業は、かかる大量の物件を短期間に生産するには、その企業形態、實力から見て不適当であります。即ち社長である田中君がみずから二重煙突を作るような手工業的企業であります。このことは、その後の生産、納入状況が遅延甚だしく、当初の納期に一年九カ月も遅れて、二十三年十二月にやつと五分の四を納入した事実によつても明らかであります。その上、昭和二十三年七月末、この契約はキャンセルになつたにもかかわらず、業者の資材手配及び加工が相当進捗しているものについては、打ち切り困難であるという理由で生産を続行してあり、而も再三に亘つて納期の延期を承認して、使用実績の少い二重煙突を生産させ、その価格も当初の二倍半にまで増加承認しているであります。

このことは過拂の発生につきましても同じことが言えるのであります。即ち足利工業が昭和二十三年十二月十四日附で最終の五万フット分の納入代金四千七百七十九万四千円の請求をしますと、同月二十八日決議となり、忽ちその翌日の二十九日には支拂を受けております。(「どうだ」と呼ぶ者あり)當時のお役所仕事にしましては、全く不可思議なほどの早業であります。而もこの早業は、足利工業が年内に納入することを到底不可能な事情にあることを關係者が当然承知していたと思われる状態にもかかわらず行われたのであります。(「どうです、自由だ」と呼ぶ者あり)これらのことは、全く大橋君が地位を利用して、その権力でかかる不正を行つたものと疑われるに十分であります。(「十分だ」と呼ぶ者あり)

この問題の審議途中において、自動車売却代金の処理方法とか、顧問料の前借りであるとか、政治資金規正法上の問題とか、大橋君の偽証とか、種々な派生的な事件が起つたのであります。これらの問題は、何ら本件の本質に触れるものではありませんが、その過程においても、以上述べたような数々の不可思議な事実があります。即ち証憑を隠滅するために、次のようなことが行われたと思われる節があります。

まず第一、二十六年六月初め頃、調査を依頼されました伊藤利夫氏作成の

調査が何者かによつて持ち去られ、重要な数々の証憑がなくなつてゐるというふうなことも言われております。本委員会から職権捜査を依頼されました検察庁は、何故か十項目の質問を大橋君に提出して回答を求めたのに止まり、何ら積極的な捜査を行わず、時日の遷延を図つております。即ちこの間に、明らかに政治資金規正法違反の事實は時効にかかつてしまつたのであります。又、某委員に對しましては、無署名の脅迫状が舞い込み、大橋君は直ぐやめるから、委員会を審査するのは止めろという申入れがあつたとも伝えられております。又大橋君に關係ある銀行帳簿の重要部門が切り取られてゐる事実も伝えられております。

以上の諸点によりまして、大橋氏が如何に委員会の席上、三百代言の言辭を弄し、或いは法務總裁たる権力を利用して、巧みに証憑隠滅を図ろうとも、その罪は明白々として、もはや天下にその非を蔽ひたい動かすべからざる事実であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

吉田政府は、内にかかる關係を抱へ、外に向つては国民の怨嗟の的である売国二條約、行政協定を結んで、(「決算とは關係ない」ある「」と呼ぶ者あり)祖國を売渡す、真に祖國を愛し、平和と民族の獨立を願ふ國民に對しては、流血と投獄を以て襲いかかつております。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

かくのごとき政府の存在は、もはや一日といえども許しがたいものであります。吉田総理とその一味徒党は、即時総辭職して、天下にその罪を謝し、歴史の前に服罪することを要求して、反対討論を終ります。

○副議長(三木治朗君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。(賛成討論をやらないと)と呼ぶ者あり)討論は結局したものと認めます。これより本件の採決をいたします。本件を委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本件は委員長報告の通り決せられました。(拍手)
議事の都合により、これにて午後二時まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩
午後三時三十七分開議
○副議長(三木治朗君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。加藤シズエ君、山花秀雄君から、海外旅行のため会期中請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、電波監理委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。去る二十七日、内閣総理大臣から、電波監理委員会設置法第六條の規定により、坂山平一君を電波監理委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて同意を與えることに決しました。
次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十九分散会

○本日の會議に付した事件
一、議員の請暇
一、議員派遣の件
一、日本放送協會經營委員會委員の任命に関する件

一、日程第一 港海法の一部を改正する法律案
一、日程第二 船舶安全法の一部を改正する法律案
一、日程第三 昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算

一、電波監理委員会委員の任命に関する件
出席者は左の通り。
副議長 三木 治朗君

議員

波多野林一君	野田 俊作君	寺尾 豊君
徳川 宗敬君	常岡 一郎君	三浦 辰雄君
伊達源一郎君	館 哲二君	野田 卯一君
竹下 豊次君	高橋龍太郎君	大野木秀次郎君
高橋 道男君	高瀬莊太郎君	宮田 重文君
高田 寛君	杉山 昌作君	宮本 邦彦君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君	杉原 荒太君
小宮山常吉君	小林 政夫君	秋山俊一郎君
楠見 義男君	木下 辰雄君	長谷山行教君
河井 彌八君	加藤 正人君	鈴木 安孝君
片柳 眞吉君	柏木 庫治君	愛知 葵一君
加賀 操君	小野 哲君	平林 太一君
尾崎 行雄君	奥 むめお君	平沼彌太郎君
岡本 愛助君	岡部 常君	菊田 七平君
梅原 眞隆君	井上つゝあ君	溝淵 春次君
伊藤 保平君	石黒 忠篤君	池田宇右衛門君
飯島通次郎君	赤澤 與仁君	林屋龜次郎君
山川 良一君	森 八三二君	北村 一男君
島津 忠彦君	上原 正吉君	岩沢 忠恭君
青山 正一君	玉柳 實君	栗栖 越夫君
中川 幸平君	九鬼紋十郎君	大屋 晋三君
大矢半次郎君	郡 祐一君	黒川 武雄君
廣瀬與兵衛君	楠瀬 常雄君	境野 清雄君
加藤 武徳君	城 義臣君	木内キヤウ君
植竹 春彦君	山本 米治君	江田 三郎君
古池 信三君	小杉 繁安君	小林 孝平君
山縣 勝見君	石川 榮一君	中田 吉雄君
西山 龜七君	大谷 肇潤君	梅津 錦一君
一松 政二君	深水 六郎君	深川タマエ君
徳川 頼貞君	左藤 義詮君	内村 清次君
大島 定吉君	黒田 英雄君	紅露 みつ君
小川 英三君	川村 松助君	松原 一彦君

宮城タマヨ君	金子 洋文君	須藤 五郎君
前田 穂君	岩間 正男君	兼岩 傳一君
重宗 雄三君	岩崎正三郎君	大野 幸一君
入交 太蔵君	上條 愛一君	千田 正君
西川甚五郎君	田中 一君	山田 節男君
平井 太郎君	大山 郁夫君	羽仁 五郎君
松本 昇君	西園寺公一君	矢嶋 三義君
石村 幸作君	村尾 重雄君	永井純一郎君
高橋進太郎君	吉川末次郎君	カニエ邦彦君
鈴木 恭一君	池田七郎兵衛君	佐々木良作君
安井 謙君	小林 亦治君	松永 義雄君
長島 銀藏君	相馬 助治君	山下 義信君
有馬 英二君	赤松 常吉君	棚橋 小虎君
小川 久義君	小泉 秀吉君	原 虎一君
國 伊能君	曾根 益君	下條 恭兵君
駒井 藤平君	片岡 文重君	
油井賢太郎君	國務大臣	山崎 猛君
中山 壽彦君	國務大臣	
木内 四郎君	政府委員	
西田 隆男君	大蔵省主計局長	河野 一之君
泉山 三六君	運輸政務次官	佐々木秀世君
横尾 龍君	海上保安庁長	松平 直一君
大隈 信幸君	事務検査部長	
成瀬 幡治君		
三橋八次郎君		
栗山 良夫君		
三好 始君		
荒木正三郎君		
羽生 三七君		
松浦 定義君		
高田なほ子君		
吉田 法晴君		
山崎 恒君		
岩木 哲夫君		
菊川 孝夫君		
一松 定吉君		
小笠原三男君		
木下 源吾君		

昭和二十七年五月三十日 參議院會議録第四十五号 議員の請暇 議事日程追加の件 電波監理委員会委員の任命に関する件

昭和二十七年五月三十日 参議院會議録第四十五号

九八二

明治二十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部

十
円

(送料別)

発行所

東京部新宿区市谷本村町一五
電話 印刷部 三〇〇〇
印刷部 三〇〇〇
印刷部 三〇〇〇